

募集

農業委員会委員募集

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年度から農業委員会委員の選任方法が、公選制から市長の任命制に変わりました。現在の農業委員会委員の任期が平成31年3月31日で満了を迎えることに伴い、農業委員を募集します。委員は、候補者の中から選考委員会で選考し、市議会の同意を得て、小林市長が任命します。

◆農業委員会委員の主な業務

農地法等に基づく許認可業務、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議、その他農業委員会の権限に属する事項についての業務

- ◆定数 19人
- ◆任期

平成31年4月1日

（平成34年3月31日）

◆報酬 月額4万3500円

※会長は5万8500円、会長代理4万6500円

◆被推薦者・応募者の資格

①～⑤の全てを満たす人

① 小林市に住所があること、または市内で農業経営を行っていること

② 小林市の職員でないこと

③ 小林市が設置する他の附属機関の委員でないこと

④ 地方公務員法第16条（昭和25年法律第261号）に規定する欠格条項に該当していないこと

⑤ 過去、現在において農業委員会の活動や市政の推進を妨害したことがないこと

◆推薦、応募の手続き方法

次のいずれかの申込用紙に必要事項を記入し、提出窓口（農業委員会事務局、須木庁舎農業委員会分室、野尻庁舎農業委員会分室）に提出ください。

※各様式については、市ホームページからダウンロードできます。また各提出窓口でも配布しています。

- ① 農業委員推薦書（個人用）
農業者からの推薦（3人以上の連名）
- ② 農業委員推薦書（法人又は団体用）

法人・団体からの推薦

③ 農業委員応募用紙

自薦による応募

◆募集期間

8月27日（月曜）

（9月28日（金曜）
※土・日、祝日を除く。
8時30分～17時15分

◆その他

・ 地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員となります。

・ 推薦者、被推薦者および応募者の氏名、年齢等を含む情報について募集期間中および募集終了後、ホームページ等で公開します。

◆申・問

・ 農業委員会事務局

Tel 23・0405

・ 須木庁舎農業委員会分室

Tel 48・3111

・ 野尻庁舎農業委員会分室

Tel 44・1100

地域おこし協力隊通信

暑い夏だからこそ
外で元気に
遊びましょう！



たけかわ まさみ
竹川 真文 隊員

皆さん、暑い夏をどうお過ごしですか？クーラーのきいた自宅で過ごす方も多いかと思いますが、もちろん、それもいいでしょう。ですが、



ぜひ一度、外にも目を向けてみてください！湧水のまち小林市ならではの遊び場所がたくさんあります。山のほうにある水は特にきれいです。生駒高原の少し手前に1つ、手軽に行ける滝（持田の滝）があります。沢の水はとて冷たく、足をつけているだけで涼しくなりますよ！水の音をBGMに、ひんやりとした中、木陰で読書にふけるのも、都会ではできない贅沢な過ごし方です！

講座・催し

秋！ウエルカムイベント

キャンプ場利用者を対象とした創作活動を行います。

◆日程

9月15日（土曜）～17日（月曜）

9時～16時

◆場所

ひなもりオートキャンプ場

◆対象 キャンプ場利用者

◆定員 期間中延べ200人

◆料金 300円～500円（作品1つにつき）

※イベントに関する材料など

は用意します。

◆内容

貯金箱作り、巣箱作り、本立て作り、フォトフレーム作り、まがたま作り、木工クラフト

◆申込方法

① 当日受付

※8時30分より受付

② 電話受付

③ ホームページ予約

※ひなもりオートキャンプ場で検索

※団体（10人以上）の場合は事前に電話またはホームページで申してください。

◆問

・ ひなもりオートキャンプ場

Tel 23・8100

法律を学びませんか (実践編)

法務専門監(法曹有資格者)による法律講座を開催します(年8回)。今年度は実践編で第4回のテーマは「契約(悪質商法の見抜き方)」です。

◆日時

9月1日(土曜) 14時~17時

◆場所

中央公民館

◆参加費

無料

◆対象

市内在住・在勤・在学の人

◆定員

30人

◆申込方法

※申込多数の場合は抽選

◆申込方法

電話で申し込みください。

◆申・問

・市民課

TEL

23・1141

お菓子づくり講座

須木生涯学習講座

須木栗を使って風味豊かなお菓子をつくりませんか。

◆日時

9月28日(金曜) 10時~13時

◆場所

須木総合ふるさとセンター

◆対象

市内在住、在勤の人

保健・福祉

アルコール家族教室

家族や友人など身近な方のアルコール問題で悩んでいませんか?アルコールについての正しい知識や対応方法、健康障害について学び、身近な方の治療や回復について一緒に考えていきましょう。

◆日時

9月11日(火曜)

13時30分~15時30分

◆場所

小林保健所

◆内容
アルコール関連の健康問題

◆参加費 無料

◆事前予約は必要ありません。

◆問・小林保健所

TEL 23・3118

災害義援金の受付

平成30年6月からさまざまな災害が発生し、人的・物的損害が発生しています。被災者を支援するため、日本赤十字社は、左表のとおり義援金を口座振込で受け付けます。また市役所では募金箱を設置しています。皆さまの温かい

◆義援金名称・受付募集期間など

義援金名称	平成30年大阪府北部地震災害義援金	平成30年米原市竜巻災害義援金	平成30年7月豪雨災害義援金
受付募集期間	9月28日(金)まで		12月31日(月)まで
受付金融機関	全国の郵便局		
金融機関	ゆうちょ銀行		
口座記号番号	00120-5-587864	00170-3-603891	00130-8-635289
口座名義	日赤平成30年大阪府北部地震災害義援金	日赤平成30年米原市竜巻災害義援金	日赤平成30年7月豪雨災害義援金

ご支援をお願いします。

◆口座振込の注意事項

- ①ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができません。
- ②窓口での取扱の場合、振替手数料は免除されます(A T Mによる通常払い込み及びゆうちょダイレクトを利用の場合は、所定の手数料がかかります)

◆問

・日本赤十字社宮崎県支部

TEL 0985・22・4045

◆募金箱

◆受付期間

12月28日(金曜)まで

※一部を除く

◆設置箇所

・市役所ロビー、福祉課ロビー、須木・野尻庁舎ロビー

◆その他

領収書の必要な場合、福祉課まで連絡ください。

◆問・福祉課

TEL 23・0111

オレンジカフェに 参加しませんか!

認知症サポーターリーダー(ひまわりの会)主催の「オ

レンジカフェ」を開催します。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、また、心身のストレス緩和と活力につながるものが目的です。お茶を飲みながら会話したり、歌やゲーム等が交流ができ、気楽に集える場です。誰でも気軽に参加できますので、ぜひご利用ください。

◆日時・場所

・9月5日(水曜)

10時~11時30分

須木 永田館

・9月19日(水曜)

10時~11時30分

須木 永田館

・9月19日(水曜)

10時~11時30分

細野団地集会所

・9月26日(水曜)

10時~11時30分

慈敬園

・9月26日(水曜)

10時~11時30分

須木ふるさとセンター(須

まいる木っ茶)

◆対象

認知症の人・家族・市民など

◆参加費 100円

※申し込みは不要です。

◆問

・小林市地域包括支援センター

TEL 25・0707

肝臓のこと、なんでもご相談ください!

宮崎県では、肝臓の電話相談窓口を設置しています。「肝炎ウイルス検査で陽性と言われたけど、どうすればいいの?」「肝炎の治療法は?副作用はあるの?」「治療費の助成は受けられるの?」など、お気軽にご相談ください。医療機関からの相談も受け付けています。

◆電話相談窓口

宮崎大学医学部附属病院
肝疾患センター
Tel 0985・85・9763

◆受付時間

月曜～金曜 9時～17時

●問

・宮崎県健康増進課
感染症対策室

Tel 0985・44・2620

家族介護者の集いでお話しませんか?

介護をしている人のストレス緩和と活力につなげるため、毎月第2土曜に「家族介護者の集い」を開催しています。介護に関する質問や悩みのある人、今まで参加したことのない人、介護を卒業した人などぜひ参加ください。

◆日時

9月8日(土曜)
13時30分～15時00分

小林市は「地域医療・健康都市」を宣言しています

かかりつけ医を持ちましょう!!

何でも相談できるかかりつけ医を持ちましょう。そのことが、自分の健康と限りある医療を大切にすることにつながります

時間内の受診に努めましょう!!

夜間や休日の診療は急を要する人のためのものです。「平日は仕事があるから」、「昼間は忙しいから」といった自己都合の受診はやめましょう

健康づくりを心がけましょう!!

何よりも大切なのは自分自身の健康です。日頃から生活習慣に気を配り、健康診査や検診を活用して病気の予防と早期発見に努めましょう。

●問=医療介護連携室 Tel 22-3008

◆場所

小林市地域包括支援センター

◆講座

タクティールケアについては、相手の背中や手足を柔らかく包み込むように触れること

◆講師

細見クリニック
事務長 松田ヒトミ氏

◆参加費 無料

※申し込みは不要です。

●問

・小林市地域包括支援センター
Tel 25・0707

バリデーション実技研修会

バリデーションの実技研修会を開催します。

バリデーションとは

認知症の方とのコミュニケーション法。この技法を使うことで混乱した状態にある認知症の方が落ち着かれ、粗暴な行為や興奮などの周辺症状が消失するという成果が現れています。認知症の方の尊厳を保ち、真に「寄り添うケア」を実践出来る技法です。

◆日時(全2回)

9月10日(月曜)、11日(火曜)

10時～16時

●場所 中央公民館

◆内容

バリデーションを用いた認知症の方への接し方、コミュニケーションの取り方

◆定員 100人

※申込多数の場合、抽選

◆参加費 無料

◆申込締切 9月3日(月曜)

◆申込方法

電話で申してください。

●申・問

・小林市地域包括支援センター
Tel 25・0707

・のじり地域包括支援センター
Tel 44・2271

・長寿介護課
Tel 23・1140

案内

教育委員会定例会を傍聴しませんか?

教育委員会では毎月定例会を開催しており、原則、傍聴することができます。9月の定例会の主な内容は、市議会9月定例会の報告、本市の教育施策に関することなどを協議題として予定しています。

◆日時

9月20日(木曜) 18時～

◆場所

小林市役所3階会議室

◆その他

座席の都合がありますので、事前に連絡ください。

●問・学校教育課

Tel 23・0424

無戸籍で

お困りの方へ

子どもが生まれたとき、出生届をすることで戸籍に記載されますが、さまざまな理由で出生届をしていない場合、その子は戸籍に記載されていないため、各種行政サービスを受けられないこととなります。お困りの人は、法務局や市町村の戸籍窓口、宮崎県弁護士会にご相談ください(相談無料、秘密厳守)。詳しくは、法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」をご覧ください。

●相談窓口

・宮崎地方法務局戸籍課

Tel 0985・22・5124

・市民課

Tel 23・1112

・宮崎県弁護士会(代表)

Tel 0985・22・2466

あなたの命を守る耐震化

市では、木造住宅の耐震診断・耐震改修に要する費用の一部を助成しています。補助金の申請を行う前に診断、補強設計および改修工事に着手されたものは補助対象とはなりませんので、必ず事前に相談を行ってください。

◆対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（戸建て、長屋及び共同住宅）

◆申請者

対象住宅の所有者または居住者（その他要件あり）

▼費用

ステップ①耐震診断

診断費用について最大5.4万円補助

※木造住宅耐震診断士が現況図面や現地調査、所有者への聞き取りを基に住宅の耐震性を判定します

ステップ②耐震補強設計

設計費用の2/3 最大10万円補助

※木造住宅耐震診断士が、補強設計を行い、改修工事の図面を作成します。工事の内容、費用などを具体的に把握できます

ステップ③-1 耐震改修工事

工事費用の1/2または1/3 最大75万円補助

ステップ③-2 段階的耐震改修工事

工事費用の1/2 最大45万円補助

※耐震改修工事を段階的に行うもので、一定の基準を満たすことを条件として、部分的・簡易的に工事を行うことができます。

●問 管財課 電話 23-0222

●問
福祉課
Tel 23・0111

●問
内閣府大臣官房政府広報室
Tel 03・5253・2111

内閣府は、視覚障がい者などに向けて国の施策などの情報をまとめた、「音声広報CD」「明日への声」、点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を製作しています。インターネット（政府広報オンライン）や、福祉課で利用できます。

「音声で聞ける」「点字・大活字で読める」
政府広報誌

小林市乗合タクシー 実証運行がスタート

8月1日から細野団地を発着地とし、小林駅南口と接続する小林市乗合タクシー（定期運行便）の実証運行を行っています。地域住民の皆さまにおかれましては、お出かけの際などに、ぜひご利用ください。

◆利用料金

1回200円

※小学生は100円、小学生未満は無料となります。

◆運行日

月曜～金曜（祝日、12月30日）

日・翌年1月3日は運休

◆運行経路

▼行き

細野団地→十日町→城山団地→小林駅

▼帰り

小林駅→城山団地→十日町

◆運行時間

▼細野団地発

9時、10時、12時50分

▼小林駅発

12時30分、15時

※利用者が多い場合は、続行便で対応します。

●問

企画政策課

Tel 23・0456

情報公開室から 平成29年度中の公開請求などについてお知らせします

◆情報公開請求

区分	計	全部公開	部分公開	非公開	取下げ	経過
1. 公開請求件数	18件	7件	6件	2件	3件	部分公開や非公開となったものについては、公開請求のあった公文書が公にすることにより法人または個人の権利や正当な利益等を害するおそれがあるものや、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものがあったほか、保存期間の満了等により文書がなかったこと、公文書に該当しないものであったことによるものです。

2. 任意公開申出はありませんでした。

3. 非公開に対する不服申立てはありませんでした。

◆個人情報開示請求

区分	計	全部開示	部分開示	不開示	取下げ	経過
1. 開示請求件数	1件	1件	0件	0件	0件	

2. 訂正・利用停止等請求はありませんでした。

3. 決定等に対する不服申立てはありませんでした。